

ヤマハ株式会社 行動計画 (第2期)

当社に勤務する従業員が仕事と子育てを両立することができ、全ての従業員が働きやすい環境を整備することによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2008年4月1日から2013年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休職の取得状況を次の水準以上とする。

男性従業員・・・5人以上取得すること

女性従業員・・・取得率を80%以上とすること。

〈 対 策 〉

2008年10月～ 社内ホームページ等による啓蒙（特に男性の育児休職取得）

両立支援に関する社内講習会等の実施

目標2：社内制度の周知徹底を図り、両立支援に関する情報提供等ワークライフバランス支援活動を積極的に行う。

〈 対 策 〉

2008年4月～ 両立支援に関する情報提供のホームページの内容充実、定期更新の実施

2008年8月～ 社外講師によるワークライフバランスセミナー実施の検討

目標3：計画期間内に有給休暇取得奨励制度における過去2年度間（2006年度・2007年度）の奨励対象者の平均人数1,436人／年を下回るようにする。

〈 対 策 〉

2008年4月～ 年初個人別有給休暇一覧表の運用の徹底（毎年度初め）

有給休暇取得促進・有給休暇一斉取得日徹底の通達発行（毎年度初め）

ヤマハ株式会社行動計画（第1期）

当社に勤務する従業員が仕事と子育てを両立することができ、全ての従業員が働きやすい環境を整備することによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2005年4月1日から2008年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休職の取得状況を次の水準以上とする。

男性従業員・・・1人以上取得すること

女性従業員・・・取得率を70%以上とすること。

〈 対 策 〉

2005年4月～ 休職期間の延長（満1歳6ヶ月に到達または満1歳到達後の4月末日まで）
休職期間変更の柔軟化

社内講習会の実施および小冊子の配布

2005年9月～ 育児休業を取得しやすくするために期間中、育児手当としてヤマハ共済会にて所得補償制度の新設（標準報酬日額の20%程度）

目標2：計画期間内に3歳からの小学校に入学するまでの子を養育する労働者に対し、下記の措置を講ずる。

〈 対 策 〉

2005年3月～ 制度導入・変更についての労使協議

2005年4月～ ①時間外労働・休日出勤の免除制度導入（小学校1年生の3月末日まで）

②育児短時間勤務制度の柔軟化等

・時限延長（最大小学校1年生の3月末日まで）

・取得方法の柔軟化（期間、短縮幅）

・一時金控除率の改定

③子の看護休暇（小学校1年生の3月末日まで）

目標3：計画期間内に有給休暇取得奨励制度における過去3年度間（H13～H15）の奨励対象者の平均人数2,130人／年を下回るようにする。

〈 対 策 〉

2005年4月～ 年初個人別有給休暇一覧表の運用の徹底

有給休暇取得奨励制度の周知徹底を図るべく通達を労使で発信